

社会福祉法人豊前市社会福祉協議会非常勤役員等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊前市社会福祉協議会定款（平成13年5月10日。以下「定款」という。）第18条第1項に定める役員、第6条に定める評議員及び第33条に定める部会又は委員会委員に関し、必要な事項定める。

(就 業)

第2条 役員、評議員、委員会委員及び部会委員（以下「役員等」という。）は、非常勤とし必要に応じ召集するものとする。

2 定款第18条第2項に定める会長については、前項の規程にかかわらず、次により就業するものとする。

- (1) 原則として毎月4日間を、勤務日とする。
- (2) 勤務時間は、午前9時から午前12時までとする。

(報 酬)

第3条 役員等の報酬については、定款第10条及び第25条に基づき支給する。

2 報酬の額については、予算の範囲内で定める。

3 会長の報酬は、会長の出勤日数に日額10,000円を乗じた額とするが、月額50,000円を上限とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が公務のため市外に出張したときは、費用弁償として豊前市社会福祉協議会職員の旅費に関する支給規程に準じ、旅費を支給する。

2 役員等が会議に出席したときは、費用弁償として1日当たり2,000円を支給する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。